

市町村議会で議決した意見書（令和8年3月分）

No.	市町村名	件名	議決年月日
1	久慈市	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	R8.3.3
2	一関市	米の適正価格の形成と生産者・消費者双方に配慮した持続可能な稲作政策を求める意見書について	R8.3.12
3	北上市	免税軽油制度の継続を求める意見書	R8.3.17

市町村議会名	意見書の内容
久慈市	<p>【議決年月日】 令和8年3月3日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官</p> <p>【件名】 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書</p> <p>地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。</p> <p>このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。</p> <p>一方で、議員の成り手不足については、全国町村議会議長会の調査によると、今後の選挙において3分の1を超える町村議会が無投票となる可能性を指摘する方向もあり、小規模の市議会などにおいても無投票が増えることが危惧され、民主主義の根幹を揺るがす問題となっている。</p> <p>今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されている。</p> <p>地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。</p> <p>一方で、自治体に事業主としての新たな公費負担が生じることに対する慎重な意見もあり、国民理解の視点からは、国民年金制度が抱える課題解決を同時に進めるなど、老後の生活の安心を守る必要がある。</p> <p>よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、国民的議論を深め厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
<p>一 関 市</p>	<p>【議決年月日】 令和8年3月12日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣</p> <p>【件名】 米の適正価格の形成と生産者・消費者双方に配慮した持続可能な稲作政策を求める意見書</p> <p>米は我が国の主食であり、国民の食生活を支える基幹的農産物である。安定的な生産と供給を将来にわたり維持することは、食料安全保障の観点からも極めて重要である。</p> <p>しかしながら、近年の稲作を取り巻く環境は、肥料・燃料・農業資材等の価格高騰、気候変動による生産リスクの増大、担い手の高齢化や担い手不足などによる急激な生産者の減少など厳しさを増している。</p> <p>また、昨今は米価が上昇する局面も見られるものの、需給や流通動向等を含め先行きは不透明であり、将来にわたり安定した価格水準が維持される保証はない。こうした状況の下では、生産者が中長期的な経営展望を持って設備投資や担い手確保、経営継承を進めることが難しく、安心して生産を継続できる仕組みの構築が急務となっている。</p> <p>中山間地域の小規模農家においては、地域農業や国土保全の担い手としての役割を果たすことが難しくなりつつある。また、平場において地域農業の中核を担う大規模農家においても、規模拡大や効率化による経営努力のみでは限界が生じており、設備投資や人材確保、次世代への経営継承に支障を来すおそれがある。</p> <p>一方で、消費者にとっては、物価全体が上昇する中、日常的に消費する米を適正な価格で安定的に購入できる環境の確保が重要であり、過度な価格変動や不透明な流通による価格上昇は、家計に大きな影響を与える。</p> <p>このような状況を踏まえると、生産者と消費者の双方が納得できる「適正な価格形成」を実現するためには、需給調整や流通構造の改善に加え、生産コストを客観的かつ分かりやすく示す共通の指標を国が責任をもって作成することが不可欠である。生産コストの実態が明らかになることで、価格形成の透明性が高まり、国民的理解の醸成にもつながる。</p> <p>よって、国においては、消費者への影響にも十分配慮しつつ、稲作農業の将来を見据え、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 米の適正な価格形成に向け、地域別・経営規模別の実態を踏まえた稲作の生産コスト指標を早急に作成し、公表すること。 2 生産コスト指標を参考情報として活用し、市場における価格形成を基本としつつ、生産者の経営努力が正当に評価され、消費者が納得できる価格形成が行われるよう、需給調整、流通構造の改善及び取引の透明化を進めること。 3 中山間地域の小規模農家から、平場の大規模農家まで、経営規模や地域特性に応じて再生産が可能となるよう、担い手に限らず、意欲ある農家の経営改善や生産性向上を後押しする観点から、直接支払制度や経営安定対策を総合的に充実・強化すること。 4 平場における大規模稲作経営が、効率化と経営改善を進めながら、設備投資や雇用確保、経営継承に取り組めるよう、中長期的な経営展望を見据えた支援制度を構築すること。 5 過度な価格変動を抑制し、消費者が安定的に国産米を購入できるよう、備蓄制度や需給調整機能の在り方を検証し、必要な見直しを行うこと。 6 国産米の品質や安全性、多面的機能について、消費者理解を深めるための情報発信や食育の取組を一層推進すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
北 上 市	<p>【議決年月日】令和8年3月17日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官</p> <p>【件名】免税軽油制度の継続を求める意見書</p> <p>農林業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、令和6年度税制改正により、令和9年3月31日まで延長されています。</p> <p>免税軽油制度は、農林業用機械を使用する事業者やゲレンデ整備車を使用するスキー場経営者にとって大きな支援となってきました。</p> <p>物価高騰及び資材単価の上昇が長期化する中、地域産業を取り巻く経営環境は一層厳しさが増している状況にあり、制度が廃止されれば、すでに困難を抱える農林業経営や索道事業経営に、更なる深刻な影響を及ぼすことは避けられません。地域産業の振興を図る観点からも、軽油引取税の課税免除の特例措置延長が必要です。</p> <p>よって、国及び政府関係機関に対し、免税軽油制度を令和9年度以降も継続するよう強く求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。</p>